



産業廃棄物処理施設変更許可証



平成15年3月26日

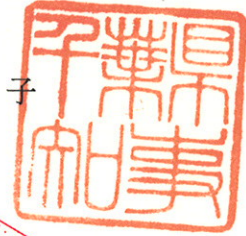
住所 千葉県市川市田尻2丁目11番25号

氏名 株式会社 市川環境エンジニアリング

代表取締役 石井邦夫

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の4第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

千葉県知事 堂本 暁子



許可年月日	平成15年3月26日	許可番号	14-4,5-2-117
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	廃プラスチック類の破碎施設 木くずの破碎施設 がれき類の破碎施設 ア 廃プラスチック類、イ 紙くず、ウ 木くず、エ 繊維くず、オ ゴムくず、カ 金属くず、キ ガラスくず、ク コンクリートくず及び陶磁器くず、ク がれき類		
設置場所	千葉県市川市加藤新田212番3, 202番5		
処理能力	120 t / 日 (15 t / 時間 × 8 時間 × 1 基) ※廃プラスチック類の破碎施設として 120 t / 日 (15 t / 時間 × 8 時間 × 1 基) ※木くずの破碎施設として 87.2 t / 日 (10.9 t / 時間 × 8 時間 × 1 基) ※がれき類の破碎施設として 72.8 t / 日 (9.1 t / 時間 × 8 時間 × 1 基)		
許可の条件	1. 施設における作業は、廃棄物が飛散・流出しないよう衛生的かつ安全に留意して行うこと。 2. 施設について、故障・破損等事故が発生したときは、速やかにその状況を報告すること。 3. 産業廃棄物の処分に關し、必要な報告を求めたときは、速やかに報告すること。		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関係法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、検査を受けなければならない。		

本許可証は原本の写しであり、複写使用は無効です。